

20101211 (ラムネットJ)

20101218 (沖縄BDネット)

CBD/COP10 の決議事項 Decisions (Advance Unedited Texts)

- * Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization (ABS 名古屋議定書)
- * Strategic Plan for Biodiversity, 2011-2020 (生物多様性戦略計画 2011-2020)
- * Strategy for Resource Mobilization (資金動員戦略)
- * Global Biodiversity Outlook (地球規模生物多様性概況)
- * Implementation of the Convention (条約の運用)
- * Poverty and Development (貧困と開発)
- * Goals and targets (and associated indicators) (最終目標とターゲットおよび関連指標)
- * UN Decade for Biodiversity (国連の生物多様性 10 年)
- * Multi-year programme of work
- * Fifth National Reports (国別レポート)
- * Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services (IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)
- * Ways and means to improve the effectiveness of SBSTTA (科学技術助言補助機関の効果を改善する方法)
- * New and Emerging Issues (新たな緊急課題)
- * Retirement of Decisions (決議の回収)
- * Clearing House Mechanism (科学技術協力の振興)
- * Technology Transfer and Cooperation (技術移転と協力)
- * Global Strategy for Plant Conservation (世界植物保全戦略)
- * Communication, Education and Public Awareness (CEPA 広報・教育・普及啓発)
- * Gender Mainstreaming (ジェンダーの主流化)
- * Cooperation with other Conventions, Organizations and Initiatives (他の条約、機関、イニシアチブとの協力)
- * Business Engagement (ビジネスと生物多様性の連携)
- * Plan of Action on Subnational Governments, Cities and Other Local Authorities for Biodiversity (地方政府、自治体等の行動計画)
- * South-South Cooperation (南-南協力)
- * Financial Mechanism – Review of Guidance (資金メカニズム)
- * Additional Guidance to the Financial Mechanism
- * Financial Mechanism – Assessment of needs for GEF-6
- * Financial Mechanism – Preparation for the 4th Review

- * Inland Waters (内陸水)
- * Marine and Coastal Biodiversity (沿岸海洋の生物多様性)
- * Mountain Biological Diversity (山地の生物多様性)
- * Protected Areas (保護地域)
- * Sustainable Use (持続可能な利用)
- * Biodiversity and Climate Change (生物多様性と気候変動)
- * Agricultural Biodiversity (農業の生物多様性)
- * Biodiversity of Dry and Sub-Humid Lands (乾燥地と半湿潤地の生物多様性)
- * Forest Biodiversity (森林の生物多様性)
- * Biofuels and Biodiversity (バイオ燃料と生物多様性)
- * Invasive Alien Species (侵略的外来種)
- * Global Taxonomy Initiative (世界分類学イニシアチブ)
- * Article 8j and related articles - Mechanisms to promote the effective participation of indigenous and local communities (先住民と地域社会の伝統的知識)
- * Article 8j and related provisions – Elements of sui generis systems for the protection of Traditional Knowledge
- * Article 8(j) and Related Provisions - Elements of a Code of Ethical Conduct
- * Article 8j and related provisions – MYPOW
- * Incentive Measures (奨励措置)
- * Administration and Budget for Biennium 2011-12 (2年間の運営予算)
- * Date and venue of the 11th meeting of the Conference of the Parties (COP11の開催)
- * Tribute to the Government and People of Japan (日本政府への感謝)

環境省仮訳

ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ公平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続

可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標 4 : 遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標 B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標 5 : 2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標 6 : 2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標 7 : 2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標 8 : 2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標 9 : 2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標 10 : 2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標17：2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標20：少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

*なお、原文については、生物多様性条約ホームページ(<http://www.cbd.int/>)を参照のこと。

ABSに関する名古屋議定書

(骨子)

第1条 目的

遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分することによって、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

第2条 用語

「遺伝資源の利用」とは、バイオ・テクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的、生物化学的な構成に係る研究開発の実施を意味する。

第3条 範囲

この議定書は、生物多様性条約の範囲の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識並びにそれらの利用により生じる利益に適用する。

第4条 公正かつ衡平な利益配分

遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用により生じる利益は、相互合意条件に基づき公正かつ衡平に配分される。各締約国は、このために適切な場合には、立法上、行政上、政策上の措置を実施する。

第5条 アクセス

アクセスに係る事前同意を求める各締約国は、適切な場合には、ABSに係る要求の法的確実性、明確性、透明性の確保等のため、立法上、行政上、政策上必要な措置を実施する。

第6条 特別の考慮

- (a) 非商業目的の研究に係るアクセスへの簡易な措置を含め、研究を振興し促進。
- (b) 人、動植物の健康に脅威又は損害を与える現実の又は差し迫った緊急事態に対して適切に配慮。遺伝資源への迅速なアクセス、利益配分の必要性を考慮。

第7条の2 利益配分のための地球多国間メカニズム

各締約国は、国境を跨ぐ遺伝資源の場合、事前同意を得ることができない場合に、公正かつ衡平な利益配分を実現するための地球多国間メカニズムの必要性とモダリティーを検討する。

第 12 条 ABSに係る国内法又は規制に関する遵守

各締約国は、自国内で利用される遺伝資源が、他国のABS国内法・規制で求められるとおり、事前同意に従ってアクセスされ、相互合意条件が締結されていることを促進するために、適当で効果的で均衡のとれた措置を実施する。

第 13 条 遺伝資源の利用に係る監視

各締約国は、適当な場合には、遺伝資源の利用に関する監視のために一つ以上のチェックポイントを指定する。チェックポイントでは、状況に応じて利用者に情報提供を求め、研究、開発、商品化などの各段階での情報収集に関する機能を持つ。

平成 22 年 10 月 30 日

生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催について（結果概要）

日本政府代表団

【要旨】

- ・生物多様性条約（CBD）第 10 回締約国会議（COP10）が 2010 年 10 月 18 日（月）～29 日（金）の日程で、愛知県名古屋市にて開催され、179 の締約国、関連国際機関、NGO 等から 13,000 人以上が参加した。我が国はホスト国として、関係省庁と連携し、愛知県、名古屋市、経済団体等からなる COP10 支援実行委員会の協力を得ながら、生物多様性条約事務局とともに準備を進めてきた。会議は、松本環境大臣が COP10 の議長を務めた。また、並行して 10 月 27 日から 29 日まで日本政府主催の閣僚級会合が開催され、27 日には菅総理大臣が出席した。
- ・今回の会議においては、特に遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書と、2011 年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択され、参加国からホスト国のとりまとめ努力に対して高い評価が示された。
- ・そのほか資金動員戦略に関する決定の他、SATOYAMA イニシアティブを含む持続可能な利用、バイオ燃料、農業、森林、海洋等各生態系における生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る決定の採択、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）、国連生物多様性の 10 年、2011－2012 年運営予算の決定等が行われた。

【概要】

1. 開催期間・場所

2010 年 10 月 18 日（月）～29 日（金）（於：名古屋国際会議場）
（ハイレベルセグメントは 27 日～29 日に開催）

2. 参加者・サイドイベント

- （1）締約国 179 ケ国、国連環境計画等関連する国際機関、先住民代表、市民団体等 13,000 人以上が参加。
- （2）過去最大となる約 350 のサイドイベントが開催され、また隣接する会場では「生物多様性交流フェア」が開催され、11 万 8 千人を超える人で賑わった。

3. 我が国からの参加者

松本環境大臣が COP10 議長を務めた。また、我が国政府代表団として、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等の担当者のほか、経済界、労働界、NGO 関係者が参加した。また、オブザーバーとして、地元自治体、企業、NGO 等が多数参加した。

4. ハイレベルセグメント

COP 議長国（日本政府）主催で、10月27日～29日に COP10 ハイレベルセグメント（閣僚級会合）を開催した。27日の開会式では、菅総理大臣より、生物多様性保全に関する途上国支援として「いのちの共生イニシアティブ」が表明された。各国各機関によるステートメントに加え、28日には地元自治体や経済界、NGO、ユース等多様な主体が参加したパネルディスカッションが行われ、29日の松本環境大臣による議長総括で締めくくられた。

5. 主な成果

○新戦略計画・愛知目標（ポスト 2010 年目標（2011-2020 年））

意欲的な目標を求める EU と、実現可能性を重んじる途上国との間で、最終的には非公式閣僚会合での意見も踏まえて、妥協が図られ、「2020 年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨の文言となった。又、最後まで調整が続いた保護地域については陸域 17%、海域 10%となるなど、20 の個別目標が合意された。中長期目標（「自然との共生」）については、「2050 年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される。」ことが合意され「愛知目標」として採択された。

○遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書

COP10 までに ABS に関する国際レジーム策定交渉を完了すべしとの COP8 決定に基づき、COP10 開催中に非公式協議会合（ICG）において、ABS 議定書案の検討が行われたが、派生物、遡及適用、病原体等いくつかの論点での資源提供国と利用国の意見対立が続いたことを踏まえて、最終日に我が国が議長国としての議長案を各締約国に提示し、同案が「名古屋議定書」として採択された。また、議定書の発効に向けた政府間委員会の設置やその作業計画が決定された。

○資金動員戦略

大幅な資金増を求めて、戦略に具体的な金額目標の明記を求める途上国と、所要資金額を算出するための指標及び算出方法をまず検討すべきであるとする EU を中心とした先進国が最終局面まで対立した。最終的には、「COP11 までに指標や資金の所要額の目標について検討を行う」との決定が採択された。

○持続可能な利用

ブッシュミート（食用の野生鳥獣等）の適正な利用、アジスアベバ原則・ガイドラインの実施、SATOYAMA イニシアティブの推進などを含む決定が採択された。SATOYAMA イニシアティブについては、19日に発足した「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」を同イニシアティブを推進するためのメカニズムと位置付け、各国・機関等の参加を呼びかけ51の国や機関等が創設に参加した。

○バイオ燃料と生物多様性

バイオ燃料の生産及び使用は、食料やエネルギーの安全保障を含む社会経済的状况に影響を及ぼし得ることを認識し、その正の影響を促進し負の影響を最小化するため、バイオ燃料の生産に適した又は不適な土地を適切に見極めること、次世代バイオ燃料の生産に使用され得る合成生物学とバイオ燃料に関する情報提供を行うこと等が決定された。

○海洋と沿岸の生物多様性

生態的及び生物学的に重要な海域（EBSA）については、締約国やFAO等の関係機関等と協力し、資金が利用可能であることを条件に、一連の地域ワークショップを開催し、EBSA設定の基準の適用に関する理解の向上を図るとともに、その際に得られる科学的及び技術的情報並びに事例の集積を行うことをCBD事務局に対して求めること。また、海洋生物資源についても、生物多様性に配慮して持続的に利用するための適切な措置をとるよう各国に促すことなどが決定された。

○気候変動と生物多様性

森林の減少及び劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の活動に関する生物多様性の保全措置や生物多様性への影響評価につき、生物多様性条約事務局が気候変動枠組条約での決定を予見しない形で助言や検討を行うこと、2012年の国連持続可能な開発会議（RIO+20）を見据えた他のリオ条約（気候変動枠組条約及び砂漠化対処条約）との共同活動の検討を行うことが決定された。

○多様な主体との協力

ビジネスと生物多様性について、締約国によるビジネスと生物多様性の連携活動の推進の招請、民間部門による具体的な参画の奨励、国レベル・地域レベルでのビジネスと生物多様性イニシアティブや国際的な連携をイニシアティブ間で図るためのグローバルプラットフォームの設置の奨励等が採択された。

また、2011年から2020年までを対象とする、地方自治体の生物多様性に関する行動計画を承認するとともに、締約国や他の政府機関に対し、同計画の実施を奨励した。

○2011年-2012年の2ヶ年運営予算

我が国は、CBDの運営予算の最大拠出国であり、義務的拠出金総額の約16%を負担している。世界経済危機の影響で締約国の中には国家財政が極めて厳しい国がある中、COP10で採択された新戦略計画及びABS議定書を確実に実施・履行していくために必要な追加的費用を重点的に予算配分した結果、2011年予算は11,769,300米ドル、2012年予算は12,989,700米ドル（2ヶ年合計24,759,000米ドル（前期比4.3%増））とすることがコンセンサスにより決定された。我が国の分担金額は、2ヶ年合計3,586,800米ドル。

○COP11の開催

最終日の29日（金）に、2012年10月1-5日にカルタヘナ議定書第6回締約国会議を、8-19日に生物多様性条約第11回締約国会議をインドにおいて開催することが決定された。

○その他

農業の生物多様性において、特に、水田農業の重要性を認識するとともに、ラムサール条約の決議X.31「水田決議」を歓迎し、その実施を求めることなどが決定された。

また、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）について、第65回国連総会に対しその早期の設立を検討するよう奨励することなどが決定された。

また、我が国が提案している「国連生物多様性の10年」を国連総会で採択するよう勧告することが決定された。

6. 我が国の貢献

○我が国は、COP10ホスト国として、各議題における議論に積極的に参加・貢献するとともに、COP10支援実行委員会とともにCOP10開催に向けた様々な準備を行った。

○菅総理大臣より、生物多様性保全に関する途上国支援として「いのちの共生イニシアティブ（20億ドル）」、松本環境大臣より右イニシアティブの下で生物多様性国家戦略の策定支援等に向けた「生物多様性日本基金（10億円）」、ABSに関する途上国の能力構築等に向けた支援（10億円）及び伴野外務副大臣より遺伝資源、森林保全に関する具体的な支援策を表明。これらは、途上国を中心とする他の締約国から高い評価を得た。

○松本環境大臣はCOP議長を務め、COP10開会式、全体会合、閉会式の議事の進行にあたりとともに、議長として各国との調整を行った。また、近藤環境副大臣は日本政府代表として、COP10開催期間中を通して、各締約国との二国会合や国際機関等との意見交換を多数実施するとともに、サイドイベント等を通じて様々な地方公共団体、民間企業や市民との連携を図った。